

令和元年 6 月 25 日

役員各位

さいたま市北柔道連盟  
会長 寺澤 安夫  
(公印省略)

(65歳を超えた審判員)の登録申請について(通知)

標記の件について、別添「65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」を参照・熟読され、下記によりお申し込み下さい。

記

1. 申込期日  
令和元年 7 月 6 日 (土) まで
2. 登録費  
1,000 円
3. 振込先  
振込先：さいたま市北柔道連盟事務局  
記号 番号 口座名義  
10320 96335521 関根 孝 (セキネ タカシ)
4. 問合せ先  
埼玉県柔道連盟 事務局 TEL 048-822-5891
5. 申込方法  
申込用紙に記載し、事務局までメールにて申し込むこと。  
メールで等で申込が出来ない場合は下記連絡先までご連絡ください。  
事務局：池田 剛士 090-4392-5727

埼玉柔道連盟発第 2019-29 号

令和元年 6 月 20 日

副会長  
理事長・副理事長  
郡市柔道連盟会長  
中体連・高体連  
大学・警察代表者 様

埼玉県柔道連盟  
会長 中島 政司  
(公印略)

「65 歳を超えた審判員」の登録申請について (通知)

標記の件について、別添「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」を参照・熟読され、各郡市柔道連盟にて取り纏めの上申込下さい。

記

- 1 申込期日 令和元年 7 月 12 日 (金) まで。
- 2 登録費 1,000 円
- 3 振込先 埼玉りそな銀行 県庁支店 普通預金 3505526

ゆうちょ銀行 00180-1-391120

口座名義は何れも、埼玉県柔道連盟 会長 中島 政司

- 4 問合せ先 埼玉県柔道連盟 事務局 TEL 048-822-5891

以上

## 65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

平成20年2月

先の評議員会で、都道府県柔道連盟（協会）から、65歳を超えた公認審判員の活用について要望と提案があったことについて、担当の審判委員会ならびに総務委員会により検討した結果、以下のとおり審判活動に関する措置を設ける。

基本的には、その審判活動の許可等については各都道府県柔道連盟（協会）の自主的な判断に任せることとし、本連盟公認審判員制度とは切り離し、下記ガイドラインに沿って取り扱うものとする。

### 記

1. 審判活動ができる対象者は、本連盟公認ライセンス（A・B・C）保持者だった者で、66歳以上70歳までの者のうち認可を受けた者は、「定年」前に保持していたライセンスのエンブレムを着用することができる。
2. 対象者としての審判員の適性判断は、所属の都道府県柔道連盟（協会）で行い、審判活動の認可を与える。
3. 認可を受けた対象者は、所属の都道府県柔道連盟（協会）内に限定して審判活動を行うことができる。
4. 認可を受けた対象者は、本連盟「公認審判員賠償責任保険」に加入しなくてはならない。
5. 所属の都道府県柔道連盟（協会）は、審判活動を許可した対象者としての審判員の名簿、及び公認審判員賠償責任保険の保険料を、当該年度の6月までに、全日本柔道連盟事務局総務課に届け出ること。

以上

公益財団法人 全日本柔道連盟